設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
（ＢＥＩの基準値　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ⑴の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ⑵の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外

【14．備考】

（第三面）

［住戸に関する事項］

【１．住戸の番号】

【２．住戸の存する階】　　階

【３．専用部分の床面積】　　㎡

【４．住戸のエネルギー消費性能】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ⑴の基準
外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ⑵の基準
外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））
冷房期の平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ⑶の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外
（一次エネルギー消費量に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号ロ⑴の基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ⑵の基準
ＢＥＩ（　　）
□基準省令第１条第１項第２号ロ⑶の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）